



Title	キャラウェイ高等弁務官の沖縄統治（一九六一年二月—一九六四年七月）（一）：「強権的」統治と沖縄返還
Author(s)	真栄城, 拓也
Citation	阪大法学. 2021, 70(5), p. 385-421
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87324
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

キヤラウエイ高等弁務官の沖繩統治

(一九六一年二月—一九六四年七月)(一)

——「強権的」統治と沖繩返還——

真栄城 拓也

はじめに

第一章 キヤラウエイ高等弁務官の着任

第二章 「強権的」統治と沖繩(以上、本号)

第三章 「二・一決議」とアメリカ

おわりに

はじめに

沖繩返還は戦後二〇年の節目となる一九六五年に大きく動き出した。この年、佐藤栄作首相は現職総理として戦後初めて沖繩を訪れ、「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって『戦後』が終わっていない」と演説した。⁽¹⁾ 同じ年に、アメリカ政府はライシャワー(Edwin Oldfather Reischauer)駐日大使から沖繩政策の見直しの進

言を受け、沖縄返還の検討を進めていくこととなる。⁽²⁾一九六五年にアメリカ政府が沖縄返還の検討に向かった背景には、この年までに高まっていたアメリカによる沖縄統治に対する沖縄住民の激しい反発があった、とされている。⁽³⁾沖縄住民は終戦から沖縄返還の年である一九七二年に至るまで、アメリカ軍の支配下にあった。アメリカ軍は沖縄戦に伴い、一九四五年四月に占領統治を担う軍政府を設置、その後、一九五〇年一月にアメリカ極東軍司令官がトップを兼任する米国民政府 (United States of Civil Administration of the Ryukyu Islands) を設立した。アメリカ軍再編に伴い、一九五七年七月からは琉球列島高等弁務官 (以下、高等弁務官) が沖縄を統治するようになったが、高等弁務官は沖縄のアメリカ軍司令官が兼務したため、軍による統治の実態に変わりはなかった。高等弁務官は軍司令官としての権限に加え、沖縄の立法、行政、司法の三権を一身に集め、「沖縄の帝王」として君臨したのである。⁽⁴⁾沖縄住民には一定の自治が認められていたが、高等弁務官は必要とあればいつでも沖縄の自治に介入できた。とくに、一九六一年二月から一九六四年七月まで沖縄に君臨したポール・W・キャラウェイ (Paul Wyatt Caraway) 第三代高等弁務官は、その強大な権力を遺憾なく行使したことから、「帝王の中の帝王」として沖縄住民のあいだで記憶されている。⁽⁵⁾沖縄住民がアメリカ統治下で自治の拡大を願うなか、沖縄における「自治は神話であり、存在しない」と言つてのけたキャラウェイの演説は「自治神話」説として知られる。⁽⁶⁾

歴代高等弁務官の統治を論じた大田昌秀・琉球大学名誉教授は、キャラウェイ統治を「強権政治」と断じ、キャラウェイが沖縄住民の自治権拡大への願望を理解できなかったことが、沖縄住民の不満を燃え広げたとする。⁽⁷⁾河野康子・法政大学名誉教授も、その統治による沖縄社会の混乱は、親米政党である沖縄自由民主党 (以下、沖縄自民党) を分裂させ、一九五六年の反米抗議運動である「島ぐるみ闘争」以上に深刻な事態をもたらしたという。⁽⁸⁾こうしたキャラウェイの統治像は近年の研究でも引き継がれており、中島琢磨・九州大学准教授も、キャラウェイ

による一連の強圧的政策は、沖縄住民の自治闘争を巻き起こしたとしている。⁽⁹⁾

宮里政玄・琉球大学名誉教授は、仮にキャラウェイが政治的に賢明であれば、沖縄返還を先延ばしにできたかもしれないなかった、とさえ述べている。アメリカは当時、日米安保条約の期限を一九七〇年に控えていた。アメリカは安保条約の取扱いをめぐり、一九六〇年の安保改定時のような騒乱の再発が懸念される「一九七〇年問題」の発生を避けるため、良好な日米関係の維持に苦心していた。そうしたなか、キャラウェイ統治への沖縄住民の反発は、ベトナム戦争の激化で悪化していた日本人の反米感情に飛び火しかねなかった。宮里は、こうした懸念からアメリカ政府内で沖縄返還が検討課題として浮上することとなったとし、その意味で「皮肉なことに復帰に最も貢献したのは、外ならぬキャラウェイ高等弁務官だった」と結論付けている。⁽¹⁰⁾

だが、キャラウェイの「強権的」統治が沖縄住民の激しい反発を招いたとする通説に対して、その統治を積極的に評価する見解も存在する。たとえば、琉球政府の高官だった外間完和は、キャラウェイの統治は善政と評価すべきものであり、「キャラウェイ旋風」⁽¹²⁾があつたからこそ、沖縄の金融機関から汚職を一掃することができたとして、キャラウェイの誠意や正義感を称賛している。⁽¹³⁾ また、沖縄で製鉄業を興し、県内製造業界の重鎮となった古波津清昇によれば、キャラウェイの産業振興策は高く評価されるべきであり、キャラウェイは「私たち生産業者からは神様みたいな存在だった」⁽¹⁴⁾。強圧的とされてきたキャラウェイの政治的手腕についても別の見解があり、我部政明・琉球大学名誉教授は、キャラウェイが沖縄での核兵器配備に際し、住民の反発を最小限に抑えようとしながら進めていたと指摘している。⁽¹⁵⁾ これらの指摘を踏まえれば、政治的感覚に欠けたキャラウェイの統治が沖縄住民の激しい反発を招き、その結果、アメリカ政府が沖縄返還を検討することになったとする従来の見解には、再考の余地があるように思われる。

実は、キャラウェイの強権性を指摘した大田も、キャラウェイは着任当初、沖縄住民の自治権拡大や日本との関係に前向きな態度を示していたことを紹介し、二年目以降のキャラウェイの変貌には「興味深いものがある」⁽¹⁶⁾と述べている。たしかに、キャラウェイは着任当初、沖縄で日の丸掲揚を積極的に認めようとするなど、日本や沖縄の世論に配慮し、穏健な統治を展開していた。キャラウェイの「強権的」統治は着任当初からの一貫した路線ではなかったのである。

では、なぜキャラウェイは「強権的」統治に踏み出していったのか。その疑問を解くカギは、同じ時期の一九六二年二月一日、沖縄の立法院が採択した「二・一決議」(正式名称、「施政権返還に関する要請決議」)にある。この決議は、日米両国のみならず全ての国連加盟国に宛てたもので、国連総会が採択した「植民地独立付与宣言」を引用しながら、アメリカの沖縄統治を植民地主義と批判していた。⁽¹⁷⁾この決議が出される頃までに、アフリカやアジアの多くの旧植民地諸国が国連加盟を果たし、国際社会では反植民地感情が高まっていた。⁽¹⁸⁾「二・一決議」のような決議に接すれば、国際社会からの植民地主義批判をかわすため、沖縄の統治に責任を負う高等弁務官として統治をより穏健なものにしたとしてもおかしくなかったかもしれない。だが、キャラウェイはむしろ、この決議以降、それまでの穏健路線を放棄し、「強権的」統治を展開するようになるのである。

「二・一決議」について、河野は「従来の研究の中で必ずしも正面から注目され、取り上げられてこなかった」と研究史上の空白を指摘する。そのうえで、「二・一決議」が沖縄と植民地問題を結び付け、一九六二年三月に公表された新たな沖縄政策である「ケネディ新政策」の形成に影響を及ぼしたことから、同決議に対する本格的な議論の必要性を説いている。⁽¹⁹⁾

本稿はこうした河野の問題意識を共有しながら、キャラウェイの「強権的」統治を再考する。「二・一決議」を

きっかけにキャラウェイが「強権的」統治へ踏み出していった理由や、「強権的」統治への沖縄住民の反応を分析する。この分析は、キャラウェイ統治の実像を明確にするだけでなく、従来、沖縄住民との関係から批判されてきたその統治の問題を、国際社会で進展していた脱植民地化の文脈から見直すことを可能にするはずである。沖縄が植民地問題と結びつくことへのアメリカ政府の懸念が、「ケネディ新政策」の形成にとどまらず、沖縄返還の検討に向かう過程においても重要な要因になっていたことが、この分析を通じて明らかになるだろう。

本稿の構成は以下のとおりである。第一章では、キャラウェイが高等弁務官に着任するまでの陸軍における勤務経験を振り返り、キャラウェイが沖縄統治に臨む際に、どのような考えを持っていたのかを検討する。第二章では、キャラウェイが穏健な統治から「強権的」統治へ至った理由を分析すると同時に、キャラウェイ統治に対する沖縄住民の反発がいかほどのものであったかも明らかにする。第三章では、「二・一決議」がアメリカ沖縄政策に及ぼした影響を分析し、この決議やキャラウェイ統治が沖縄返還に対して持つ意義について考察する。

なお本稿では、キャラウェイの沖縄統治に関する既存研究に加え、沖縄県公文書館に所蔵されている沖縄統治関連文書とスタンフォード大学及びアメリカ陸軍戦争大学に所蔵されている「キャラウェイ文書」を利用した。

第一章 キャラウェイ高等弁務官の着任

キャラウェイは、一九〇五年一二月三日、ジョンズボローというアーカンソー州の田舎町で生まれた⁽²⁰⁾。キャラウェイの両親は州の有力政治家であり、アメリカ連邦議会の上院議員（民主党）を務めた。父のサディウス（Thaddeus Horatius Caraway）は下院議員時代も含めると二〇年にわたり議員を務め、サディウスの死後、議席を継承した母のハッティ（Hattie Wyatt Caraway）も一〇年以上議員を務めている⁽²¹⁾。キャラウェイは両親の職業

柄、政治に関心を抱きながら青少年期を過ごしたようである。キャラウェイはまた、幼少期から軍事にも関心を示し、軍史を読むことや銃を趣味としていた。高校は、名門私立校であるスタウトン軍事学校 (Stanton Military Academy) に通じ、その後、陸軍士官学校に入学、一九二九年に卒業した⁽²²⁾。

「自分はいかなる仕事においても一二〇パーセントの完璧さを望む⁽²³⁾」と公言し、平日一四時間も働くキャラウェイの勤勉さは、父親譲りのものだった。キャラウェイの父であるサディウスは幼少期に捨て子となりながら苦学を重ね、法律家となり連邦議会議員となった努力の人だった⁽²⁴⁾。キャラウェイも士官学校卒業後、軍務と両立させつつ、アメリカの名門大学であるジョージタウン大学ロースクールを卒業し、好成績で弁護士資格を取得している⁽²⁵⁾。キャラウェイは父への憧れから政治家を志すことも考えたが、自らを陸軍に捧げることを決意する⁽²⁶⁾。キャラウェイは以後、持ち前の勤勉さで軍務に励み、昇進を重ねていった。

陸軍でのキャラウェイの経歴をみると、海外での勤務経験が豊富だったことがわかる。キャラウェイは、一九三三年に弁護士資格を取得後、中国天津で二年ほど勤務した。第二次世界大戦が勃発すると、陸軍参謀本部で戦争計画の作成に従事し、イギリスと共同作戦を練るため、ロンドンに滞在したこともあった⁽²⁷⁾。一九四四年一月には再び中国へ舞い戻り、大戦後も、中国の内戦をおさめるための和平交渉に携わる。その後、沖縄で高等弁務官に着任するまでの一五年間に、イギリス、イタリア、フランス、韓国、日本で計八年間、海外勤務に就いた。キャラウェイは、こうした長年の海外経験で、それぞれの国の文化や国民性を直に学び、アメリカ軍の海外展開についての知見を深めることになった。

たとえば、第二次大戦前の中国天津では、満州事変後の日本が中国で權益を着々と広げていく様子を目の当たりにした。日本軍の軍事行動には目を見張るものがあり、外交面においても日本は、イギリス、フランス、アメリカ

が許すぎりぎりの範囲で權益を巧みに拡大していった、とキャラウェイは回想する。キャラウェイの見たところ、中国人は異民族の征服者を取り込み、同化する術を持っていたが、日本人にはそれが通用せず、その民族的性格である積極性や勤勉さを保持していたという⁽²⁸⁾。こうした経験から、キャラウェイは戦後、日本人を「西太平洋の英国人」と呼んでいた⁽²⁹⁾。

第二次大戦下の中国では、海外に展開するアメリカ軍と受入国との信頼関係の重要性をキャラウェイは学んだ。アメリカ軍は当時、その主戦場である太平洋戦線から離れた中国大陆に日本軍をくぎ付けにするため、蒋介石率いる中華民国軍に軍事支援を与えていた⁽³⁰⁾。アメリカ軍は、蒋介石を軍事戦略面からも支えるため、陸軍きつての戦略家だったウエデマイヤー将軍（Albert Coady Wedemeyer）を、連合国軍参謀長として中国に派遣した⁽³¹⁾。陸軍参謀本部で戦争計画作成に手腕を発揮していたキャラウェイも、中国に向かうことになった⁽³²⁾。

キャラウェイによれば、ウエデマイヤーの前任者であるスティルウェル（Joseph Warren Stilwell）は、蒋介石や脆弱な中華民国軍を軽蔑し、中華民国軍を支援することに否定的だった⁽³³⁾。スティルウェルは陸軍の一個軍団さえあれば、日本軍を降伏させることができると豪語していたという⁽³⁴⁾。ウエデマイヤーはスティルウェルとは対照的に、蒋介石と信頼関係を築き、中華民国軍をよく訓練することで中国軍自らが日本軍と戦えるようにしようとした。中国戦域における連合国軍総司令官でもあった蒋介石はスティルウェルに不信任を抱き彼を解任したが、ウエデマイヤーに対しては総司令官としての権限を振りかざすことはなかった。キャラウェイが見る限り、蒋介石は常に正直で礼儀正しく、アメリカの要求にできる限り応えようとしており、一度もウエデマイヤーとの約束を破ったことはなかった⁽³⁵⁾。

キャラウェイは沖縄で高等弁務官に着任してすぐに、「西洋、東洋を問わず、どの国民も同じで誠意ある態度に

対しては誠意をもつて反応するはずである」と沖縄の指導者らに述べていた。⁽³⁶⁾ このキャラウェイの発言には、人種や文化を超えて築かれたウエデマイヤーと蒋介石の信頼関係が念頭にあったのかもしれない。

ウエデマイヤーの退役後、キャラウェイは、ウエデマイヤーの中国戦線での活躍を支えた戦略家として知られるようになる。⁽³⁷⁾ 一九五三年四月から一九五五年五月まで、キャラウェイは、ウエデマイヤーも着任した役職である、陸軍の軍事計画を策定する計画局局长に着任した。キャラウェイの戦争計画作成の手腕は、のちにアメリカ軍人トップの統合参謀本部議長に就任するレムニッツァー (Lyman Louis Lemnitzer) にも一目置かれる。レムニッツァーは極東軍司令官として東京に赴任する際に、キャラウェイを陸軍省から引き抜き、極東軍指揮下で韓国に展開する、かつてレムニッツァー自身も就いたことがある第七歩兵師団の司令官にキャラウェイを据えた。⁽³⁸⁾ 韓国勤務後の一九五六年四月、キャラウェイは、レムニッツァー率いる極東軍司令部で作戦や訓練を担当する参謀部部長に着任することになる。⁽³⁹⁾

キャラウェイが赴任した一九五〇年代半ばの日本では、アメリカ軍の基地拡張や兵士による犯罪により、国民の反基地感情が高まっていた。一九五六年一〇月、立川飛行場の拡張工事をめぐる反基地運動で、警官隊とデモ隊が衝突し、双方合わせて一〇〇人以上の負傷者を出していた。立川の他に、横田など五カ所の基地拡張計画があったが、激しい抗議運動のために、横田を除く四カ所の土地接収は失敗に終わっていた。翌年一月には、アメリカ軍兵士のウィリアム・S・ジラード (William S. Girard) が薬莖拾いをしていた女性を射殺する事件 (ジラード事件) が発生した。この事件は、ジラードが被害者を呼び寄せ、至近距離から撃ったという悪質さから日本国内の世論を激高させていた。⁽⁴⁰⁾ 日本人の反米感情の深刻さは、極東軍再編によって日本本土から地上兵力を撤退させることが差し迫った課題であると、アメリカ政府に認識させるほどだった。⁽⁴¹⁾

地上兵力の撤退は日本国内の反米感情を和らげる目的で行われたが、在日アメリカ軍の縮小を伴うものであったため、必然的に基地で働く日本人労働者の大量解雇をもたらす⁽⁴²⁾。そのため、このとき基地で働く日本人労働者の労務管理にも携わっていたキャラウェイは、大量解雇に伴って頻発したストライキに悩まされていた⁽⁴³⁾。キャラウェイはまた、在日アメリカ軍の広報部門も監督しており、日本人向けの小冊子や雑誌編集も取り仕切っていた⁽⁴⁴⁾。キャラウェイにとって、日本での任務は「まさに、心理戦 (psychological warfare) だ⁽⁴⁵⁾」⁽⁴⁵⁾。日本勤務を一九五八年六月に終えた後、キャラウェイはある研究会において、過度な敵意にさらされた基地は機能しない、とも述べている⁽⁴⁶⁾。キャラウェイは日本での勤務を通じて、アメリカ軍の海外展開が引き起こす現地との摩擦の深刻さを、身をもって知るようになっていた。

キャラウェイが東京で勤務していたころ、沖縄ではアメリカ軍の土地収用をきっかけにした「島ぐるみ闘争」が発生していた。一九五六年六月に始まった「島ぐるみ闘争」では、今後の土地収用の反対などを掲げ、沖縄の各市町村で一斉に住民大会が開催され、その動員数はおよそ二〇万人を数えたという。当時の沖縄の人口が八二万人だったことを考えれば、その規模の大きさが分かる。沖縄の琉球政府首脳部、立法院議員、市町村長らは辞表を取りまとめ、アメリカ軍の土地収用方針に見直しが必要だと総辞職するとアメリカ現地当局に迫っていた⁽⁴⁷⁾。キャラウェイは、自身の上官であり、沖縄統治の責任者でもあったレムニッツァーが「島ぐるみ闘争」に悪戦苦闘する姿を目の当たりにした。キャラウェイから見ても、沖縄住民の抵抗運動は、「皆が沖縄の土地問題への魔法の解決策を期待している」と述べるほど解決が難しいものだった⁽⁴⁸⁾。

こうした抗議運動の流れをさらに勢いづけ、アメリカ政府に小さくないショックを与えたのが、一九五八年一月の那覇市長選挙の結果だった。この選挙で当選した民主主義擁護連絡協議会の兼次佐一が、前年十一月に米国民政

府の意向で追放された瀬長亀次郎前市長を支持する候補だったからである。「赤い市長」と呼ばれた瀬長に続き、その後継者が沖縄の中心地である那覇の市長に選ばれたことにアメリカ政府は危機感を募らせた。こうした危機感から、アメリカ政府は、沖縄に散在する基地を一カ所か二カ所にまとめ、残った部分を日本に返還するという「飛び地返還」案を検討することとなる。⁽⁴⁹⁾

アメリカ政府は、沖縄統治の基本的立場として「ブルースカイ・ポジション」と呼ばれる見解を表明していた。

「ブルースカイ・ポジション」とは、極東の脅威と緊張を黒雲にたとえ、極東の黒雲が消え、青空が広がるまで沖縄を保有するという、アメリカ政府の公式見解である。「ブルースカイ・ポジション」は一九五三年に実現した奄美返還に際して公表され、以後、日米共同声明等で繰り返し述べられていた。⁽⁵⁰⁾しかし、兼次の那覇市長当選をみたアメリカ政府は、「飛び地返還」案という沖縄返還案を検討していたのである。アメリカ政府は、イギリスやフランスが植民地現地で住民の反発に苦しめられていたことの教訓から、沖縄住民に寛大かつ理解ある譲歩を行うことが、将来のトラブル回避のために必要と考えていた。⁽⁵¹⁾

「飛び地返還」案が検討されるなか、沖縄統治を揺るがした「島ぐるみ闘争」はアメリカ政府の財政措置によって収束に向かっていく。「飛び地返還」案自体も、基地をまとめるために莫大な予算を要することや、基地が集中することで敵の攻撃に脆弱になることといった財政的・軍事的理由から立ち消えとなる。⁽⁵²⁾「島ぐるみ闘争」終結後、一九六〇年五月に開かれた国家安全保障会議でも「ブルースカイ・ポジション」への回帰が確認された。⁽⁵³⁾

だが、「島ぐるみ闘争」がアメリカの沖縄統治を揺るがしたことは、沖縄統治において住民との摩擦をいかにして最小限に抑えるかという課題をアメリカ政府に残した。⁽⁵⁴⁾

この課題に向き合う人物として、キャラウエイはうってつけの人材だった。これまで見てきたように、キャラウ

エイは中国や日本での勤務経験から、アメリカ軍の展開先である受入国との信頼関係の大切さや、現地住民との摩擦が基地の有効性を損ねかねないことを学んでいた。そのため、「島ぐるみ闘争」以後のアメリカが抱えた沖縄統治の課題への問題意識をキャラウェイは身につけていたと思われる。沖縄統治の安定のためキャラウェイを高等弁務官にあてることは、自然な人事だった。

第二章 「強権的」統治と沖縄

キャラウェイは一九六一年二月一六日、第三代高等弁務官として沖縄に着任した。このときキャラウェイは五五歳で、士官学校時代の同期の多くは陸軍の人事規定により既に退役を迎えていた。⁽⁵⁵⁾キャラウェイにとつて高等弁務官は自身のキャリアの終着点になるかもしれないが、他方で初代高等弁務官のムーア（James E. Moor）は任期を終えたのち、新たな赴任先で陸軍大將に昇進した。⁽⁵⁶⁾高等弁務官の任務がアメリカの沖縄統治にとつて重要だったことは言うまでもなく、キャラウェイ個人にとつてもその任務は、自身のキャリアを決定する重大な任務だった。キャラウェイが就任式で、高等弁務官の使命を「全力をつくし、私のあらゆる経験と能力を傾けて」達成したいと述べたのは、偽らざる本心だったと思われる。⁽⁵⁷⁾

ここでキャラウェイの統治を見る前に、沖縄の高等弁務官の制度について概観しておこう。高等弁務官制は、一九五七年六月にアイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）大統領によって公布された大統領行政命令第一〇七一三号「琉球列島の管理に関する行政命令」（以下、大統領行政命令）によって導入された。高等弁務官制は、沖縄返還の一九七二年まで一五年間続き、その間に六人の陸軍中將が高等弁務官に着任した。⁽⁵⁸⁾大統領行政命令は、アメリカの沖縄統治の方針を次のように掲げている。

「民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政機構によつて維持される効果的かつ責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽くし、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進しなければならぬ」⁽⁵⁹⁾」

この方針に従い、高等弁務官は沖縄統治を進めていくものとされた。「島ぐるみ闘争」で沖縄住民の反米的な抗議運動に直面したアメリカは、その統治に住民の支持を取り付けようと、住民の生活向上を統治の方針として打ち出していたのである⁽⁶⁰⁾。

また、大統領行政命令は、高等弁務官の権限として、沖縄の立法、行政、司法の権力を高等弁務官に委ねた。高等弁務官は、アメリカ統治下で自治を担う琉球政府のトップである行政主席の任命権を持ち、沖縄の立法院が可決した法律案を拒否し、自ら法令を公布することもできた。司法分野においても、高等弁務官は、沖縄の裁判所が持つ裁判権を撤回して米国民政府の裁判所に委ねることができ、刑の変更及び恩赦を与える権限もあった。そのうえ、安全保障のために必要と高等弁務官が判断すれば、「琉球列島におけるすべての権限の全部又は一部を自ら行うこと」ができた。さらに、高等弁務官は軍人として、琉球列島陸軍司令官、陸軍第九軍団司令官、太平洋軍琉球列島代表（沖縄に駐留する陸・海・空・海兵隊の調整役）を兼務した。軍司令官としての権限に高等弁務官の強大な権限も加わり、高等弁務官は「沖縄の帝王」と呼ばれるようになっていた⁽⁶¹⁾。

しかしながら、キャラウェイは、高等弁務官に着任した当初、こうした強大な権限を露骨に行使することはなかった。これまでの海外経験から、アメリカによる露骨な力の行使が現地の反発を招き、円滑な統治を妨げることをよく理解していたためである。キャラウェイは沖縄住民との摩擦を避けながら穏健に統治を進めようとしていた。たとえば、キャラウェイは沖縄住民の日本への復帰感情に配慮し、沖縄での日の丸掲揚に前向きに取り組んだ。

キャラウェイが着任した当時、沖縄では市役所や学校といった公共の建物で日の丸を掲げることが禁じられていた。沖縄住民の要望を受けた日本政府はアメリカ政府に働きかけることで、一九六一年六月の池田首相とケネディ(John Fitzgerald Kennedy)大統領との首脳会談で、公共建造物でも祝日に限り日の丸掲揚が認められるようになった。⁽⁶²⁾首脳会談の時点では、高等弁務官が執務を取る米国民政府の庁舎に日の丸を掲げることは認められていなかった。しかしキャラウェイは、アメリカ沖縄統治の象徴だった米国民政府ビルに、星条旗とともに日の丸を併揚することをアメリカ政府内で提起した。⁽⁶³⁾法的に米国民政府ビルに日の丸を掲げねばならない根拠はなかったが、キャラウェイは沖縄住民の日本への復帰感情に配慮し、星条旗と日の丸の併揚を実現させたのである。⁽⁶⁴⁾

キャラウェイは沖縄への「メース」ミサイルの導入においても住民感情への配慮を見せた。「メース」ミサイルは、二二〇〇キロの射程を持つ核ミサイルで、北京や平壤を射程に収めることから、東アジアにおけるアメリカの核抑止を担うことが期待された。⁽⁶⁵⁾しかし、沖縄住民は、沖縄に核兵器が配備されることで沖縄が攻撃の対象になることを恐れ、「メース」配備に反対していた。⁽⁶⁶⁾

キャラウェイは、沖縄住民をこれ以上刺激しないよう「メース」に関する報道を抑制していた。ところが、「メース」の改良型である「メースB」が沖縄に配備されることがアメリカ空軍により発表されると、沖縄住民の反発は再燃することになる。キャラウェイはこうしたうかつな発表が沖縄住民を不用意に刺激しかねないとし、沖縄で新たに兵器を導入するときには高等弁務官との事前調整が必要である、とアメリカ軍上層部に進言した。⁽⁶⁷⁾国防長官はキャラウェイの進言を聞き入れ、陸軍長官、海軍長官、空軍長官、統合参謀本部議長にキャラウェイの要求に従うよう命令を出した。⁽⁶⁸⁾

キャラウェイの「メース」配備問題の処理については、のちにキャラウェイと対立したライシャワー駐日大使も

称賛し、「キャラウエイ將軍は真に知的で幅広い能力を持ち、彼の地位「高等弁務官」(□内は筆者、以下、同じ)に就く人間にとって不可欠な資質である、素早い機転と温厚な人柄をもった人物である」と評した。⁽⁶⁹⁾ライシヤワはキャラウエイとの初会談でも、「キャラウエイ將軍と私は、琉球問題へのアプローチについて相互に満足するものを作り出すことができた」と国務省に報告している。⁽⁷⁰⁾キャラウエイは沖縄住民の感情に配慮し、かつアメリカ政府内でもうまく立ち回ること、沖縄統治を円滑に進めていた。

キャラウエイの沖縄統治は順調な滑り出しを見せていたが、キャラウエイは次第に、琉球政府の与党である沖縄自民党の政権運営があまりにも無責任なものであると感じ、その姿勢に疑問を抱くようになっていく。

まず、琉球政府の無責任さは、金融行政にあらわれていた。琉球政府による金融機関への監督は甘く、ほとんどの金融機関でなんらかの不正が行われていた。経営陣による横領や不当貸付により破綻寸前となり、取り付け騒ぎを引き起しかねない金融機関もあった。沖縄自民党は長年にわたり、大口の献金主である金融機関の経営者らに付度し、金融機関の汚職を見逃していたと言われる。キャラウエイが着任した一九六一年には、沖縄で初めて銀行経営者の汚職事件が摘発されたが、これは金融機関を監督する琉球政府の金融検査部の調査によって発覚したのではなく、銀行職員の内部告発によるものだった。琉球政府が定期検査を実施していたにもかかわらず汚職に対処していなかったことから、当時の警察関係者は共犯の可能性も考えたという。⁽⁷¹⁾キャラウエイは、金融機関の汚職について前任者のブースからも知らされていたこともあり、その深刻さを痛感しただろう。⁽⁷²⁾

次に、琉球政府には財政においても無責任な姿勢が見られた。キャラウエイの側近である陸軍准将のオンドリック (John G. Ondrick) 民政官は、米国民政府の助言がなければ琉球政府は数百万ドルもの税収を失っていた、という。⁽⁷³⁾

実際、米国民政府は那覇市のある大商店の課税額があまりにも低いことに目をつけ、自ら税額の査定を行ったことがある。商店主はアメリカの不当干渉であると反発したが、実際には、その商店主と担当の税務職員が同じ門中（沖縄独特の広い血縁集団）に属し、馴れ合いがあったことが明らかにされた。読売新聞特派員として沖縄に派遣された中沢道明によれば、「こうしたことが例外的現象ではなく、沖縄では公然たる一般的風潮」であり、「汚職」ではなく「手加減」として行われていたという⁽⁷⁴⁾。米国民政府がすべての沖縄企業を監督することは現実的に難しい以上、こうした「手加減」による税収の漏れは少なくない金額となり、結果として、アメリカ政府による沖縄援助の一定部分が「手加減」の埋め合わせに使われていたことになる。

キャラウェイが高等弁務官に着任した年、アメリカ政府は沖縄援助金の増額を検討しており、そのための予算を連邦議会に申請しなければならなかった⁽⁷⁵⁾。キャラウェイも、沖縄援助予算の増額のために、歴代高等弁務官として初めて、一九六二年に連邦議会の証言台に立つことになる⁽⁷⁶⁾。そうしたなか沖縄自民党は、アメリカの沖縄援助金を当てにして、選挙対策で減税を行おうとした⁽⁷⁷⁾。琉球政府の減税の動きやさまざまな徴税が連邦議会の知るところとなれば、沖縄援助金の増額はどうか、現行の援助金すら減額されたかもしれない⁽⁷⁸⁾。

この他にも沖縄自民党は、大口の献金主である経営者らの反発を恐れ、沖縄の労働者の権利を守ろうとしなかった。沖縄自民党が多数を占める立法院は、最低賃金制度や労災保険制度の導入を見送り続けており、最低賃金が保障され、労災保険が完備された職場はアメリカ政府関連の職場に限られていたのである⁽⁷⁹⁾。立法院が公務員の給与引き上げを見送る一方で、立法院議員の給与を引き上げる法案を提出したとき、沖縄の公務員は立法院に集結し、議場を半ば無秩序状態に至らしめていた⁽⁸⁰⁾。立法院は「最低議会」と地元紙で批判され続けた⁽⁸¹⁾。

こうしたことから、沖縄自民党の統治能力に不信感を高めていったキャラウェイは、立法院が採択したある決議

に激怒した。その決議が、国際社会に向け、アメリカの沖縄統治を植民地主義として訴えた「二・一決議」である。立法院の多数派である沖縄自民党は、立法院選挙を控え、アメリカに弱気な姿勢を見せることができず、野党主導のこの「二・一決議」に賛成せざるを得なかったと言われる⁽⁸²⁾。「二・一決議」については次章で詳述。キャラウェイは、沖縄自民党が立法院で二九議席のうち二二議席も占めていたにも関わらず、「二・一決議」を阻止できなかったばかりか、賛成票まで投じたことに怒りを露わにし、次のように述べている。

「明らかに沖縄自民党と立法院には、議会手続きにおけるかなりの教育が必要だ。(中略) この事態の推移は、琉球政府がより大きな責任「自治権」を突然持つことになる時に処理しなければならない困難を、言葉で伝える以上にはつきりと示している」⁽⁸³⁾

沖縄自民党による無責任な政権運営を見たキャラウェイは、沖縄の政界が日頃から訴える自治権拡大を、責任を伴わない空虚なスローガンとみなすようになっていった。琉球政府に自治を委ねることには、金融機関の腐敗による取り付け騒ぎへの懸念からも明らかのように、安定した沖縄統治を揺るがしかねない問題があると考えたのである。

琉球政府による自治について、オンドリック民政官はキャラウェイへの報告書で、以下のように述べている。

「琉球政府は、意見の相違が大きい争点については、責任を受け入れようとしないうか、主導権を取ろうとしない。既に自治権をもっている分野においては、「米国民政府からの」自治権の譲渡を正当化することに失敗してきた。意見が割れる争点が浮上するときは、琉球政府は完全に後ろに座り、高等弁務官に責任を取らせようとする。彼らは、論争的でない分野においてのみ、より多くの自治権を望んでいるのである」⁽⁸⁴⁾

キャラウェイは、先に述べたように沖縄援助予算の増額のためにアメリカ連邦議会で証言しなければならず、こ

れまでの高等弁務官のように琉球政府の無責任な政権運営を見過ごすことができなかった。⁽⁸⁵⁾ また、キャラウェイの勤勉な性格が、琉球政府や沖縄自民党の仕事ぶりに満足できなかったこともあったのだろう。⁽⁸⁶⁾ 「二・一決議」をきっかけに沖縄自民党に見切りをつけたキャラウェイは、琉球政府には自治権よりも教育が必要であると判断し、「強権的」統治に踏み切ったのである。

「二・一決議」以降、「強権的」統治を展開する際にもキャラウェイは、これまでの海外勤務での経験を活かした統治をみせている。親米勢力である沖縄自民党に失望したキャラウェイは、むしろ反米的と目されていた沖縄社会大衆党（以下、社大党）との協力関係を築いていったのである。⁽⁸⁷⁾ 社大党も琉球政府の無責任な行政を問題視し、高等弁務官の権力を通じて、その改善を試みようとした面もあったと思われる。⁽⁸⁸⁾ キャラウェイは、特に社大党の平良幸市立法院議員を高く評価しており、「ミスター・タイラ」「平良幸市」は、一ダースのミスター・オータ「大田政作」沖縄自民党総裁、琉球政府行政主席の「価値」があったと述べている。⁽⁸⁹⁾ 世界一コストがかかると言われた沖縄の製糖業の合理化も、平良からの助言を受けて進めたという。⁽⁹⁰⁾

「キャラウェイ旋風」と呼ばれる「強権的」統治を代表する金融機関の汚職摘発でも、キャラウェイは沖縄現地から協力者を探していた。キャラウェイは協力者探しと金融改革の第一歩として、金融機関を監督する金融検査部の独立性を高めた。一九六二年八月、金融機関の統制に関する法令である布令第三七号「銀行、銀行業務および信用供与」を改正し、金融検査部の部長の任命と解任に、米国民政府の承認を必須とした。⁽⁹¹⁾ この法改正以前は、金融機関の監督で陣頭指揮をとる金融検査部部長は一般職員と同様に人事異動の対象であり、金融機関から政治献金を受ける琉球政府幹部の影響下にあった。⁽⁹²⁾ 仮に、金融検査部が金融機関に不利益となる検査結果を出そうとすれば、そうした検査結果は琉球政府幹部によって握りつぶされ、金融検査部部長は解任される恐れがあった。⁽⁹³⁾ キャラウェイ

イはこの法改正により、金融検査部部長が金融機関の影響から離れて、その監督をできるようにしたのである。ただし、キャラウェイはこの法改正を高等弁務官の権限で行い、そして金融機関に改善が見られなければ高等弁務官自ら金融行政に乗り出す、とする書簡を法改正と同時に出した⁽⁹⁴⁾。そのため、この法改正はキャラウェイの「強権動」⁽⁹⁵⁾との批判を生むこととなった。

キャラウェイの法改正により金融検査部部長の身分が保障されても、その地位に沖縄自民党や金融機関の経営者に関係した人物が就いてしまえば、金融機関への監督は従来通りの馴れ合いとなる。沖縄自民党や金融機関とのしがらみがなく、金融行政に知見を持つ人物を探し出さねばならなかったが、その作業は難航した。琉球大学助教授で会計学を専門とする当時三五歳の外間完和に白羽の矢が立ったのは、法改正から約五カ月が経過してからのことだった⁽⁹⁶⁾。

新たに金融検査部部長に着任した外間は、横領、粉飾決算、不当貸付などがはびこる沖縄の金融機関に容赦しなかった。外間は金融検査部での検査をもとに、金融機関の経営者らを次々と告発していく。外間は当初、金融検査部として業務改善命令を出すことも検討したが、琉球政府の首脳部が金融検査部の命令を握りつづす可能性を考慮して、個人身分での告発という手段をとった⁽⁹⁷⁾。キャラウェイの法改正により身分を保障された外間は、更迭されることなく、汚職経営者らを退陣させていった。一連の汚職取り締まりで、金融機関の経営者らは横領や不当貸付によって与えた損害を弁済し、銀行各行の経営指標は改善する。一般市民や地元紙、そして社大党ら野党も金融機関の浄化に拍手喝さいを送っていた⁽⁹⁸⁾。退陣させられた金融機関の経営者らは「キャラウェイ旋風」に反感をもったと思われるが、その他の沖縄住民がそうした反感を持ったとは考えにくい。

キャラウェイの「強権的」統治を象徴する「自治神話」説も、当時の沖縄住民の反響を詳細に見ていくと、「強

権的」と一括りにできないことが分かる。「自治神話」説とは、具体的には一九六三年三月、沖縄のアメリカ留学経験者を中心とした社交団体である「金門クラブ」でなされたキャラウェイの演説をさす。⁽⁹⁹⁾キャラウェイは、この演説でまず自治の定義にふれ、自治を突き詰めれば、「外部からの如何なる抑制をも一切受けない自治政府」を設立することになると述べた。そして、「米国民政府の下で自治政府があり得ないのと同様に、一州、一省、一県の場合でもそれはあり得ない」と論じ、たとえ、沖縄が日本に返還されても、沖縄は日本の一つの地方自治体になるに過ぎず、完全な自治には程遠いと示唆し、次のように結論付けた。

「現在のところ自治は神話であり存在しない。そして、琉球の住民である皆様の自由意志で再び国民国家となる決定を下さない限り、将来においても存在しないだろう。」

キャラウェイはこの演説で、沖縄で可能なことは「ある段階の政府「米国民政府」から他の段階の政府「琉球政府」に対して行われる責任の委任」であると述べている。だが、キャラウェイは、琉球政府の失政を見る限り、琉球政府へのさらなる責任の委任は難しいと演説の後段で指摘した。琉球政府の失政の具体例として、キャラウェイは、琉球政府が金融機関の腐敗を見逃してきたこと、琉球政府が労働者から拠出された失業保険金を不当に流用しようとしたこと、さらに立法院でも、労災保険制度をめぐり、労災で被った労働者の負担を雇用者ではなく納税者に肩代わりさせようとしていたことなどを挙げた。キャラウェイは、アメリカの沖縄統治の方針である大統領行政命令の「効果的かつ責任ある琉球政府の発達を助長しなければならない」とする箇所を引用し、現在の琉球政府がいかに効果的でなく、無責任であるかを批判した。琉球政府は自治権拡大を訴える前に、既に与えられた自治権を効果的かつ責任をもって行使すべきであるとして、キャラウェイはこの演説を終えている。

キャラウェイが、沖縄側が戦後一貫して主張してきた自治を神話であるとしたことは、当然のことながら物議を

かしました。先行研究も、自治権拡大を謳う「ケネディ新政策」が公表され、その期待が沖縄住民のあいだで高まるなかだったので、この演説は沖縄住民の強い反発を引き起こしたという⁽¹⁰⁾。しかしながら、この演説への当時の沖縄側の反響を見ていくと、前段部分だけでなく、琉球政府の失政が指摘された演説の後段部分にも注目が集まっていたことがわかる。

たとえば、地元有力紙である琉球新報は以下のように述べている。

「琉球政府は無策と言われ、行政能力どころか高級官吏は一部業者と結託して私腹を肥やしているなどと噂されてきた。(中略)高等弁務官が指摘した具体的事実をみると、一体政府はこれまで住民の念頭においてきたのか、それとも、一部業者や政府首脳部の取り巻き連中のために政治をやってきたのかと疑わざるをえない。」⁽¹¹⁾

かねてより、琉球新報はキャラウェイの「強権的」統治は、沖縄の弱点を改善するためには必要であるとの論陣を張っていた⁽¹²⁾。もう一つの地元有力紙である沖縄タイムスも、「キャラウェイ統治への」批判の裏には、沖縄自体の自治能力の問題があったのだ。これに目をおおうわけにはいかないと、キャラウェイ批判にかこつけて琉球政府の不祥事をうやむやにしないよう警鐘をならした⁽¹³⁾。沖縄の両紙ともに自治の後退は好ましいことではないが、それにはやむを得ない事情があったことに理解を示していた。また、沖縄の農村部の大多数も「自治神話」説を支持しているという情報を米国民政府はつかんでいた⁽¹⁴⁾。琉球政府に対する地元紙や沖縄住民の視線は厳しかったのである。

日本政府も、「琉球政府に反省すべき点があればこれを謙虚に受け入れるのが妥当」とする政府高官の談話にみられるように、琉球政府に対して冷淡だった⁽¹⁵⁾。外務省も「自治神話」説について、「父親が、子供の利益のために怒鳴りつけたようなもの」とみなした⁽¹⁶⁾。東京の駐日大使館は、多くの日本人はキャラウェイのように沖縄人の自治

能力に疑問を持っており、その疑念が「自治神話」説への批判を小さくしていると分析した。⁽¹⁰⁷⁾

「自治神話」説への沖縄政界の反応も興味深い。沖縄自民党は指摘された不祥事に対して反論できず、「素直に反省」と述べた。社大党は、「自治は神話」とする部分を問題視したが、「琉球政府の能力や責任の欠如は弁務官の批判を待つまでもなくわれわれが指摘し続けたところである」とキャラウェイの琉球政府への批判には支持すら与えていた。人民党や労組組織は「自治は神話」とする演説の前段部分を非難したが、琉球政府の不祥事や金融機関の腐敗の問題には沈黙していた。このように、沖縄政界は「自治神話」説に反論できない理由を抱えていた。その分だけ、沖縄政界によるそれへの批判も鈍くならざるを得なかったのである。⁽¹⁰⁸⁾

「自治神話」説全体に対するこれらの評価を踏まえれば、沖縄住民はキャラウェイより、琉球政府や沖縄自民党に批判的だったように思われる。「キャラウェイ旋風」や「自治神話」説への反応に見られるように、沖縄住民は、キャラウェイ統治を「強権的」と一方的に非難することはなかった。むしろ、キャラウェイ統治が残した実績に称賛を惜しまないところさえあった。例えば、沖縄住民は、キャラウェイが沖縄のへき地や離島へも足を運び、地域の実情に応じた施策を取ったことに数多くの感謝状を贈っている。⁽¹⁰⁹⁾ キャラウェイに贈られた感謝状からは、キャラウェイが農道建設、漁港整備、校庭整備、水道・電気施設の拡充といった地域の実情に応じた施策に加え、小児麻痺の予防やハンセン病患者への施設提供といった事業にも取り組んでいたことがわかる。沖縄本島から東へ四〇〇キロ離れた絶海の孤島である南大東島の島民は、キャラウェイが島の土地問題を解決したことを称え、キャラウェイの胸像を建立した。⁽¹¹⁰⁾ もちろん、沖縄住民の生活改善を目指したキャラウェイの施策には、アメリカ統治への住民の不満を抑制する意図もあっただろう。だが、キャラウェイの施策が実際に沖縄社会の発展に寄与し、住民の生活に資するものだったこともまた事実だった。

キャラウェイの退任が近づく、沖縄住民のあいだでキャラウェイ留任運動が展開された。沖縄の産業界グループである琉球工業連合会は、キャラウェイ留任の請願をアメリカ政府に届けている⁽¹¹⁾。このほかにも沖縄の教育界、法曹界の指導者らも署名活動を展開しており、これらの署名リストには、本稿の冒頭で紹介した古波津清昇や沖縄経済界を代表するオリオンビールや地元の有力企業である金秀の創業者ら、そして、のちに琉球大学学長や沖縄大学学長に就任する人々の名前が並んでいた⁽¹²⁾。キャラウェイ留任を願う請願文は、「高等弁務官が発案し実行してきた諸政策は、年齢、性別、所得、社会的階層を問わず、琉球の大部分の人々に恩恵を与えてきた」とキャラウェイ統治を称えている。

キャラウェイ留任の願いが叶わず、いよいよキャラウェイの退任が迫ると、沖縄側は一九六四年六月二六日、「島ぐるみ」のキャラウェイ送別会を開催した⁽¹³⁾。キャラウェイ送別会は琉球政府を主催者とし、協賛団体には立法院、裁判所、市町村長会、市町村議会議長会といった公的組織に加え、琉球大学、沖縄タイムス、琉球新報、農林・漁業協会、商工会、さらにPTA連合会や女性連合会といった組織も名を連ねていた⁽¹⁴⁾。送別会で贈られた金屏風には、キャラウェイが果敢に沖縄社会の問題解決に取り組んだことを称賛する琉歌（八・八・八・六の四句からなる沖縄独特の詩歌）が記されていた⁽¹⁵⁾。キャラウェイは、少なくとも沖縄住民に惜しまれながら高等弁務官の退任を迎えたのである。

だが、こうした沖縄住民の称賛の声がある一方で、先行研究では、キャラウェイは沖縄住民の激しい反発を招いたためアメリカ政府に更迭された、と指摘されてきた⁽¹⁶⁾。キャラウェイの退任間際に発生した、沖縄自民党の分裂やその後の自治権闘争を引き起した責任を取らされた、というのがその根拠になっていると思われる。

沖縄自民党の分裂とは、キャラウェイに対する大田行政主席の追従的な態度が「強権的」統治を招くことになっ

たと沖縄自民党の反主流派が批判し、六月一日に一斉離党した事件である。反主流派は、高等弁務官が行政主席を任命する主席任命制度（以下、主席任命）のために、行政主席は高等弁務官に強い姿勢を取ることができないとし、住民の直接選挙による行政主席の選出（以下、主席公選）を訴えた。離党者の中には、長嶺秋夫立法院議長や西銘順治那覇市長といった沖縄自民党の有力者が含まれており、彼らは後に沖縄自由党を結成する。大田主席は、沖縄自民党の分裂の責任を取り、一六日にキャラウェイに辞表を提出した。二六日には、社大党や人民党のほか民間団体も加盟する沖縄県祖国復帰協議会（以下、復帰協）が主席公選の訴えに共鳴し「主席公選・自治権獲得県民大会」を開催、主催者発表で五万人を動員した。⁽¹⁸⁾ 主席公選の要求が高まるなか、主席任命を強行するために開催された立法院臨時議会では復帰協のデモ隊約三〇〇〇人と警官隊約七〇〇人が衝突した。⁽¹⁹⁾ この時、行政主席に任命された松岡政保は、「メリメリと音を立てて議場の正面トビラが阻止団体によってこわされ、議場内に阻止団体がなだれ込んだ。あつという間に椅子やテーブルがひっくり返され、カーテンが引き裂かれるという無法地帯と化し」ていた、と当時の混乱を回想している。⁽²⁰⁾

大田・琉球大学名誉教授は、キャラウェイの「強権的」統治への反発から沖縄自民党の分裂及び自治権闘争に至る展開について、「自治の制約に対する人々の不満は、長年にわたりうっ積していたので、そのはけ口さえあれば一挙に噴出しかねない状態」だったので、「住民の反発は、主席公選の問題をはじめとする住民の自治権拡大の問題をめぐる頂点に達した」とし、また、河野・法政大学名誉教授も、一連の騒動の原因をキャラウェイ統治への不満に求めて、沖縄自民党の分裂は「米国による沖縄統治始まって以来の混乱であった」と述べている。そして、この事件をきっかけに、アメリカ政府内で高等弁務官に軍人ではなく文官を任命することが検討されることになったという。⁽²²⁾

しかし、沖縄自民党の分裂から自治権闘争に至る過程を、沖縄自民党内部の動きからよく見てみると、従来とは異なる解釈ができる。

反主流派は大田のキャラウェイに対する追従的姿勢が「強権的」統治を招いたと批判したが、実は、大田はこの時期、水道行政等の政策をめぐりキャラウェイに対し反抗的な態度をとっていた。キャラウェイも、反主流派の議員の前で「大田は俺のゆうことを聞かぬ、彼はけしからぬ」と発言していた。⁽¹²⁾この発言から、大田が解任間近であると判断した反主流派は、大田退陣運動に乗り出していったのである。⁽¹³⁾しかし、大田主席の辞表はキャラウェイ高等弁務官に受理されなかった。大田退陣に失敗した反主流派は、沖縄自民党の地方組織の取り込みも思うように進めることができず、行き詰まりを見せていた。⁽¹⁴⁾大義名分として掲げた主席公選要求も、アメリカや日本政府から政局安定を迫られると、あっさりそれを取り下げ、主席任命を受け入れた。⁽¹⁵⁾そもそも主席公選は、アメリカがその実施を認めないことを承知の上で打ち出した「腹芸」だったようである。⁽¹⁷⁾

立法院臨時議会でデモ隊を指揮した復帰協の怒りも、主席公選を認めないアメリカに向けられたというよりも、主席任命を受け入れた沖縄自民党反主流派の離党者らに向けられたものだった。自治権闘争を主導してきた復帰協は、離党者らで結成された沖縄自由党を以下のように批判している。

「自由党『沖縄自由党』は主席公選を主張し、指名に応じないことを公言したにもかかわらず、ついに変節した。民族の誇りと自尊心を失った自由党のかかる態度を我々は断じて許してはならない。」⁽¹⁸⁾

朝日新聞の那覇支局長だった阪中友久は「大田主席が辞表を提出して以来、四カ月に及ぶ自治権闘争の中で、緊迫した空気を感じなかった」と雑誌に書いている。⁽¹⁹⁾自治権闘争が「緊迫した空気」を醸し出さなかったことは、それが、「島ぐるみ闘争」のような反米闘争ではなく、沖縄内部の争いに過ぎなかったことを示唆していると思われる。

る。

先行研究は、キャラウェイ統治への不満が沖縄自民党の分裂を引き起こしたというが、実際には、離党した長嶺立法院議長や西銘那覇市長はキャラウェイ統治を評価していた。長嶺は先述の「主席公選・自治権獲得県民大会」で激励の挨拶を述べたその数時間前、「キャラウェイ送別会」で琉球政府を代表してキャラウェイに感謝状を贈っていた⁽¹³⁾。長嶺はキャラウェイの退任報道を受け、「キャラウェイ中将が従来の弁務官よりも比較的長い期間、沖縄の高等弁務官として、住民福祉の向上のために尽くされた労苦、功績は高く評価したい」と述べている⁽¹³⁾。西銘那覇市長も、キャラウェイの功績をたたえ、那覇市政始まって以来の名誉市民章をキャラウェイに授与している⁽¹³⁾。離党した反主流派は必ずしもキャラウェイ統治に反発していたわけではなかった。キャラウェイの「強権的」統治の問題や主席公選をはじめとした自治権問題は、沖縄自民党の反主流派らが離党した原因というよりも口実に過ぎなかったのである。

先行研究は、また、沖縄自民党の分裂をきっかけに、アメリカ政府は高等弁務官に軍人ではなく文官を任命することを検討し始めたという⁽¹³⁾。だが、アメリカ政府は、この一連の騒動よりも、沖縄住民の不満が高まっていると報道したワシントンポストのある記事に注目していた。沖縄自民党が分裂する前の五月三日に掲載されたこの記事は、キャラウェイを、「島民の利益の何たるかを島民自身よりもよく知っているという自負心を隠そうともしない」と評し、「極東におけるアメリカの最強の軍事基地である沖縄は、ひどい失望と不平にあふれた島」になっている、とアメリカの沖縄統治を批判した⁽¹⁴⁾。ホワイトハウスのスタッフは、報じられた沖縄住民の不満への対応として、高等弁務官に文官を充てる案を検討し始めた。大統領の側近である国家安全保障問題担当大統領補佐官のマクジョージ・バンディ (McGeorge Bundy) は「先見の明ある文官の統治者は、民政の観点から考え、沖縄人の要求を大い

に満たすことができる」と述べ、高等弁務官の文官化を次回一五日の国家安全保障会議の議題とするよう指示した⁽¹³⁵⁾。だが、その日の国家安全保障会議で、高等弁務官の文官化は議論されなかった⁽¹³⁶⁾。バンデイレホワイトハウスのスタッフはスタインバーグ記事への陸軍省の反論を受け入れたからだと思われる。エイルズ (Stephen Ailes) 陸軍長官は、政府内でキャラウエイを擁護しただけでなく、スタインバーグ記事が掲載された一週間後、同じくワシントンポストに、スタインバーグへの反論記事を寄稿した。『強固かつ公平』な沖繩統治」と題するこの記事で、エイルズは、高等弁務官の役割が琉球政府の自治にはそぐわないと認めつつも、「所得税が破滅的に引き下げられないようにし、銀行の不正を是正し、(中略) 経済を前進させる責任を高等弁務官は果たしている」とキャラウエイ統治を支持した⁽¹³⁷⁾。バンデイレホワイトハウスのスタッフもその見解に妥当性を認めたのか、高等弁務官の文官化は取り下げられ、高等弁務官には軍人が沖繩返還の年に至るまで任命され続けることになる。

このようにキャラウエイは、陸軍省から強力に支持されていただけでなく、ケネディ政権の中核であるマクナ馬拉 (Robert Strange McNamara) 国防長官からも政治的手腕を高く評価されていた。ケネディ政権は、「カット・マン」と呼ばれた財政緊縮派のバスマン下院議員 (Otto Ernest Passman)⁽¹³⁸⁾ の予算削減に悩まされていた。バスマンが沖繩へのアメリカ援助資金の増額を柱とした「ケネディ新政策」を厳しく批判してくることは容易に予想された。だが、キャラウエイはバスマンを沖繩へ招くなどして信頼関係を築き、沖繩関連予算の増額に成功したのである⁽¹³⁹⁾。マクナ馬拉は「兄弟、我々もこうやってバスマンから金が得られればなあと思うよ!」とキャラウエイを称賛したという⁽¹⁴⁰⁾。キャラウエイは沖繩現地で統治の手腕を発揮したのみならず、連邦議会の説得にも成功し、財政面からもアメリカの沖繩統治を支えていたのである。

また、キャラウエイは陸軍司令官として、沖繩の陸軍における黒人・白人間の人種差別問題にも取り組んでいた。

大統領直属の人種差別問題委員会 (President's Committee on Equality of Treatment and Opportunity in the Armed Forces) は全会一致でキャラウェイによる人種差別への施策を支持した。⁽¹⁴⁾ アメリカ政府はキャラウェイの退任にあたって、平時における最高の勲章だった殊勲賞 (Distinguished Service Medal) を授与している。⁽¹⁵⁾

キャラウェイの退役決定には、陸軍内における世代交代が関係していたと思われる。一九六二年一〇月、キャラウェイよりも士官学校卒業が四年次遅い、ホイラー (Earle Gilmore Wheeler) が、陸軍軍人のトップである参謀総長に就任した。そして、そのホイラーの後任には、ホイラーよりもさらに若いジョンソン (Harold Keith Johnson) が一九六四年七月に就任する。両者ともキャラウェイと同様に、陸軍の戦略関係の役職を歴任していた。また、キャラウェイを評価してきたレムニッツァー統合参謀本部議長がビッグス湾事件の不幸のために、一九六二年一月に欧州軍司令官へ転任させられる。⁽¹⁶⁾ キャラウェイがさらに昇進を重ねていくには難しい状況だった。キャラウェイ自身、ホイラーの参謀総長就任を聞いていたので、自身の退役について驚くことはなかったと述べている。⁽¹⁷⁾

陸軍省は、一九六三年末に退役する予定だったキャラウェイの高等弁務官の任期を半年延長した。もし、キャラウェイが予定通り陸軍を退役すると、軍の規定上、中將から少將へ階級を下げて退役しなければならなかったからである。だが、キャラウェイのこれまでの実績を評価していた陸軍省は、キャラウェイが中將の階級を保持して退役できるよう高等弁務官の任期を調整した。⁽¹⁸⁾ 仮に、キャラウェイが深刻な問題を起こしていれば、キャラウェイをさらに半年も沖縄に留めるような人事はおこなわれなかっただろう。キャラウェイは沖縄統治を含めた軍人としてのこれまでの実績を評価され、歴代高等弁務官のなかで最長の任期を務めることになるのである。

一九六四年七月三十一日、キャラウェイの退役式が挙行された。沖縄住民も含め約二〇〇〇人が集まった退役式で、

キャラウェイの三五年にわたる軍歴に終止符が打たれた⁽¹⁶⁾。キャラウェイの退役にあたって贈られたジョンソン (Lyndon Baines Johnson) 大統領の感謝状では、キャラウェイのこれまでの陸軍における実績が列挙されたのち、「キャラウェイ中将は、琉球の人々と米国政府の関係を大きく増進させ⁽¹⁷⁾」たという言葉が記されていた。キャラウェイの「強権的」統治に対する少なくない沖縄住民の支持や、アメリカ政府のキャラウェイへの高い評価を踏まえれば、キャラウェイは沖縄住民から惜しまれ、名誉ある退役を迎えたと評価するのが妥当だろう。

- (1) 『朝日新聞』一九六五年八月一九日。佐藤演説の意義については、中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』(有斐閣、二〇一二年)三七—四〇頁を参照。
- (2) 宮里政玄『日米関係と沖縄 一九四五—一九七二』(岩波書店、二〇〇〇年)二四九—二五二頁、三六五頁。
- (3) 宮里政玄『アメリカの沖縄政策』(ニライ社、一九八六年)一六四—一六八頁、大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(朝日新聞社、一九九六年。初公刊は久米書房、一九八四年)第五章。
- (4) 大田『沖縄の帝王』二四—二七頁。櫻澤誠『沖縄現代史 米国統治、本土復帰から「オール沖縄」まで』(中央公論新社、二〇一五年)七、二〇、七九—八〇頁。
- (5) 沖縄タイムス社編『庶民がつづる沖縄戦後生活史』(沖縄タイムス社、一九九八年)二三三頁。
- (6) 大田『沖縄の帝王』二四七—二六八頁。
- (7) 同右、第五章。
- (8) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交—日米関係史の文脈』(東京大学出版会、一九九四年)二二二頁。
- (9) 中島『沖縄返還と日米安保体制』三五頁。
- (10) 宮里『アメリカの沖縄政策』一六八頁。
- (11) アメリカ政府は沖縄現地当局である米国民政府の下に、沖縄住民の自治組織である琉球政府を設置した。琉球政府には、立法、行政、司法の三権をそれぞれ担う機関として、立法院、行政府、裁判所が置かれた。本稿は特段の必要がない

- 限り、行政主席が率いる行政府を琉球政府と呼ぶ。櫻澤『沖縄現代史』七、四〇頁を参照。
- (12) キャラウェイ高等弁務官による政治・経済における「強権的」な施策の総称。政治面では、沖縄の自治権拡大を抑制し、日本と沖縄の関係の離間を試みたとされる。経済面においては、沖縄の金融機関の大規模な汚職摘発を指す。本稿では、経済面におけるキャラウェイの政策を「キャラウェイ旋風」と呼ぶこととする。沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』上巻（沖縄タイムス社、一九八三年）八六八頁。
- (13) 外間完和『キャラウェイ旋風―琉球政府金融検査部長回顧録』（ひるぎ社、二〇〇〇年）三〇七頁。
- (14) 琉球新報社編『沖縄列伝―戦後史の証言者たち』（琉球新報社、二〇〇八年）二四五頁。
- (15) 我部政明『日米関係のなかの沖縄』（三二書房、一九九六年）一四六―一五四頁。
- (16) 大田『沖縄の帝王』二一五頁。
- (17) 「二・一決議」の全文は、中野良夫編『戦後資料 沖縄』（日本評論社、一九六九年）四一五頁。
- (18) 田辺裕総監修『国際連合』（朝倉書店、二〇〇〇年）二二八―二二九頁。
- (19) 河野康子「池田内閣期の沖縄問題（一）―国連における植民地主義批判とケネディ大統領の沖縄新政策を中心に―」『法学志林』第一一巻第四号（二〇一四年三月）一八頁。
- (20) DEPARTMENT OF DEFENSE, OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS, OFFICE OF NEWS SERVICES, MAJOR GENERAL PAUL WYATT CARAWAY, Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964, 0000106049, Okinawa Prefectural Archives（以下、OPAと略記）。上の10桁のコードは沖縄県公文書館の資料コード。以降、キャラウェイの昇進・配属については、この国防省発表のキャラウェイの略歴に準じる。
- (21) キャラウェイの両親の議会での記録は、アメリカ議会の下記サイトを参照：<http://bioguide.congress.gov/biosearch/biosearch.asp>（二〇一〇年六月一六日アクセス）。
- (22) *Interview with Lieutenant General Caraway*（以下、IWLGCと略）、Section 1, January 22, 1971, Senior Officers Debriefing Program, U. S. Army Military History Institute, U.S. Army Heritage and Education Center（以下、USAHECと略）、p. 3-7.
- (23) 大田『沖縄の帝王』二二三頁。

- (24) *IWZGC*, Section 1, p. 1.
- (25) *Ibid.*, Section 3, January 22, 1971, p. 35.
- (26) *Ibid.*, Section 5, February 25, 1971, p. 14.
- (27) *Ibid.*, Section 6, March 9, 1971, p. 30.
- (28) *Ibid.*, Section 4, February 25, 1971, pp. 23-26.
- (29) *Ibid.*, Section 11, April 20, 1971, p. 95.
- (30) Charles F. Romanus and Riley Sunderland, *Time Runs Out in CBI* (Washington, D.C.: Center of Military History United States Army, 1999), p.3.
- (31) 軍事史家のキーガン (John Desmond Patrick Keegan) は、ウェデマイヤーを「アメリカ合衆国がこれまで生み出したなかで、最も知的で先見の明のある軍事的精神を持つ人物のうちの一人」と評している。John Keegan, “A Generation of Victors” *The New York Times*, August 16, 1987.
- (32) *IWZGC*, Section 7, March 16, 1971, pp. 5-6.
- (33) *Ibid.*, pp. 31-32.
- (34) *Ibid.*, Section 6, p. 73.
- (35) *Ibid.*, Section 7, pp.35-46, pp.60-61.
- (36) 『沖縄タイムス』一九六一年二月一七日。
- (37) Paul W. Caraway, “Empire in Transition,” *The Field Artillery Journal*, (Washington, D.C.: The United States Field Artillery Association, May-June 1947), p. 150.
- (38) Lemnitzer to Caraway, June 26, 1955, Box 9, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (39) Caraway to Dunn, January 22, 1957, Box 11, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (40) 当時のアメリカ軍基地拡張および兵士の犯罪への日本人の反発については、山本章子『日米地位協定―在日米軍と「同盟」の七十年―(中央公論新社、二〇一九年)二二六―二三三頁を参照。
- (41) 山本章子『米国と日米安保条約改定―沖縄・基地・同盟―(吉田書店、二〇一七年)五六―六二頁。

- (42) 『朝日新聞』一九五七年七月三日。
- (43) Caraway to Ward, October 17, 1957, Box 11, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (44) *IWZGC*, Section 11, p.78.
- (45) *Ibid.*
- (46) Caraway to Brennan, December 17, 1958, Box 13, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (47) 平良『戦後沖縄と米軍基地』一二二—一二五頁。
- (48) Caraway to Frederick, July 6, 1956, Box 11, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (49) 我部『日米関係のなかの沖縄』一一七—一三〇頁、坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』（有斐閣、二〇〇〇年）一九三—一九五頁。
- (50) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』九四頁、中島『沖縄返還と日米安保体制』九九頁。
- (51) 坂元『日米同盟の絆』一九四頁。
- (52) 我部政明『沖縄返還とは何だったのか—日米戦後交渉史の中で』（日本放送出版協会、二〇〇〇年）五四頁。
- (53) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS*と略す): 1958-1960, Vol. XVIII, Japan: Korea, (GPO, 1994), p. 346.
- (54) 我部『沖縄返還とは何だったのか』五五頁。
- (55) Caraway to Chassiron, August 27, 1959, Box 15, Paul W. Caraway Papers, USAHEC.
- (56) 第二代高等弁務官のブースは (Donald Prentice Booth) は高等弁務官退任後、大將への昇進は叶わなかったものの、テキサス州のサム・ヒューストンにあった第四軍司令官に就任していた。琉球新報社編『世替わり裏面史—証言にみる沖縄復帰の記録』（琉球新報社、一九八三年）四三二頁、Booth to Caraway, January 26, 1962, Official and Personal Correspondence, Jan-Aug 1962, (2/2), 0000098376, OPA.
- (57) 『沖縄タイムス』一九六一年二月一六日。
- (58) 櫻澤『沖縄現代史』八〇頁。
- (59) Executive Order 10713, June 5, 1957, 大統領行政命令 / Presidential Executive Order, RDAE000071, OPA, 日本語訳

は、中野編『戦後資料』一五八—一六〇頁を参照。

(60) 大田『沖繩の帝王』六七頁、宮里『アメリカの沖繩政策』一三三頁。

(61) 大田『沖繩の帝王』二六—二七頁。

(62) 河野康子「池田・ケネディ会談再考—国旗掲揚と施政権返還要求の凍結—」『法学志林』第一一一巻第二号(二〇一三年一月)一四頁。

(63) HICOMRYIS OKINAWA to DA. WASH. D.C., July 24, 1961, Ryukus Islands, 1961., 0000105550, OPA.

(64) DA. WASH. D.C. to HICOMRYIS OKINAWA, July 27, 1961, Ryukus Islands, 1961., 0000105550, OPA. 大城将保『琉球政府—自治権の実験室』(ひびく社、一九九二年)一三頁。

(65) 朝日新聞安全保障問題調査会『アメリカ戦略下の沖繩』(朝日新聞社、一九六七年)四二頁、我部『日米関係のなかの沖繩』一三九頁。

(66) 我部『日米関係のなかの沖繩』一四二頁、中野編『戦後資料』三二三頁。

(67) HICOMRY OKINAWA RYIS to DA, June 29, 1961, Weapons and Troop Deployments, Ryukus, Jan 1959-Oct 1961., 0000106056, OPA.

(68) The Secretary of Defense to the Secretary of the Army, the Secretary of the Navy, the Secretary of the Air Force, the Chairman, Joint Chiefs of Staff, Undated, Weapons and Troop Deployments, Ryukus, Jan 1959-Oct 1961., 0000106056, OPA.

(69) Reischauer to McConaughy, August 9, 1961, Ryukus Islands, 1961., 0000105550, OPA.

(70) Reischauer to Ball, August 5 1961, Ryukus Islands, 1961., 0000105550, OPA.

(71) 沖繩の金融機関における汚職は、'外間『キャラウェイ旋風』を参照。特に沖繩銀行における内部告発については第三章、実際に取り付け騒ぎを起つた那覇市商工信用協同組合については第二章、第二十八章を参照。

(72) Booth to Caraway, January 26, 1962, Official and Personal Correspondence, Jan-Aug 1962. (2/2), 0000098376, OPA.

(73) Ondrick, OKINAWA to Caraway, WASHINGTON, December 18, 1961, Task Force Ryukus, Oct-Dec 1961., 0000105561, OPA.

- (74) 『読売新聞』一九六二年七月二五日。
- (75) 宮里『日米関係と沖縄』二二—二一八頁。
- (76) 『沖縄タイムス』一九六四年七月三一日。
- (77) HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASHDC, March 30, 1961, Local Autonomy in the Ryukyuan Islands, 0000105557, OPA.
- (78) DA WASH DC to HICOMRY OKINAWA RYIS, April 3, 1962, Local Autonomy in the Ryukyuan Islands, 0000105557, OPA.
- (79) Ondrick, OKINAWA to Caraway, WASHINGTON, December 18, 1961, Task Force Ryukyus, Oct-Dec 1961, 0000105561, OPA.
- (80) HICOMRYIS to DA, WASHDC, July 7, 1961, Ryukyus Islands, 1961, 0000105550, OPA.
- (81) 『沖縄タイムス』一九六四年四月一三—二四頁。
- (82) 中野好夫、新崎盛暉『沖縄戦後史』（岩波新書、一九七六年）二二七頁。
- (83) HICOMRY OKINAWA to RUAPAD/AMBASSY TOKYO JAPAN, February 5, 1962, Ryukyus: Reversion, 1962 (Reversion Resolutions), 0000106054, OPA.
- (84) Ondrick, OKINAWA to Caraway, WASHINGTON, December 18, 1961, Task Force Ryukyus, Oct-Dec 1961, 0000105561, OPA.
- (85) IWLGC, Section 12, April 21, 1971, p.20.
- (86) 大田『沖縄の帝王』二二五—二二六頁。
- (87) IWLGC, Section 12, pp. 47-48.
- (88) *Ibid.* 平良幸市回想録刊行委員会編『土着の人—平良幸市小伝』（文進印刷、一九九四年）三二—三三頁。
- (89) 琉球新報社編『世替わり裏面史』二七—二八頁。
- (90) IWLGC, Section 12, p. 48, 東田幸夫「改革と自治権の矛盾—キャラウェイ施政を振り返る」『世界週報』第四五巻第二二六号（一九六四年六月）二二〇頁。

- (91) 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』（岩波書店、一九六六年）二〇二—二〇三頁。
- (92) 富原守保『金融の裏窓十五年—富原守保回顧録』（経済評論社、一九六四年）一五一頁。
- (93) 外間『キヤラウェイ旋風』三二、五一頁。
- (94) 宮里『アメリカの沖縄統治』二〇三頁。
- (95) 大田『沖縄の帝王』二五一頁、東田『改革と自治権の矛盾』一七頁。
- (96) 外間『キヤラウェイ旋風』二二頁。
- (97) 同右、五一頁。
- (98) 東田『改革と自治権の矛盾』一七頁。
- (99) 「自治神話」説への沖縄の反発は、大田『沖縄の帝王』二四七—二六八頁を参照。「自治神話」説の日本語訳は、中野編『戦後資料』三八九—三九一頁。原文は、沖縄県公文書館所蔵の以下の資料を参照。TEXT OF REMARKS OF HIGH COMMISSIONER PAUL W. CARAWAY AT A DINNER MEETING OF THE GOLDEN GATE CLUB, AT HARBORVIEW CLUB, NAHA, ON MARCH 5, 1963, March 6, 1963, HICOMRY's Speech at Golden Gate Club, 0000105556, OPA.
- (100) 大田『沖縄の帝王』二四六—二六三頁。宮里『アメリカの沖縄政策』一六四—一六八頁。
- (101) 『琉球新報』一九六三年三月七日。
- (102) Hitch to Chief, Civil Affairs, Department of the Army, Washington 25, D.C., May 7, 1962, Local Autonomy in the Ryukyuan Islands, 0000105557, OPA.
- (103) 『沖縄タイムス』一九六四年四月二三日。
- (104) Memorandum for the Record, April 26, 1963, HICOMRY's Speech at Golden Gate Club, 0000105556, OPA.
- (105) 『沖縄タイムス』一九六三年三月八日。
- (106) Tokyo to Secretary of State, March 12, 1963, HICOMRY's Speech at Golden Gate Club, 0000105556, OPA.
- (107) Sutterlin to Fearey, March 19, 1963, Ryukyu Islands, Jan-May, 1963, 0000105550, OPA.
- (108) 「自治神話」説への沖縄の政党の反応は、中野編『戦後資料』三九—三九三頁を参照。

- (109) 感謝状は沖縄県公文書館の以下の簿冊に含まれている。Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964., 0000106049, OPA.
- (110) 「南北大東『キャラウェイ氏は恩人』村民の土地所有認め五〇年」<https://www.okinawaines.co.jp/articles/-/42428>（二〇二〇年六月二十六日アクセス）。
- (111) Ryukyu Industrial Federation to Stephen Ailes, February 15, 1964, Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964., 0000106049, OPA.
- (112) Golden Gate Club and Okinawa Junior Chamber of Commerce to Lyndon B. Johnson President of the United States of America, December 15, 1963, Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964., 0000106049, OPA.
- (113) Ryukyu Industrial Federation to Stephen Ailes, February 15, 1964, Gen. Caraway, Dec 1960-Aug 1964., 0000106049, OPA.
- (114) 『沖縄タイムス』一九六四年六月二七日。
- (115) Letter of Appreciation from Ota to Caraway, June 26, 1964, Box 6, Caraway Papers, Hoover Institution, Stanford University.
- (116) 琉球王国の名宰相、蔡温の琉歌とされる「はまれそしられや世の中の習い沙汰もないぬ者の何役立ちゆが」が揮毫されていた。沖縄タイムス社編『沖縄の証言 激動の二五年誌』下巻（沖縄タイムス社、一九七三年）、三三〇頁。また、金融検査部部長の外間完和も金融機関の汚職摘発を称賛され、沖縄タイムス記者からこの琉歌が贈られていた。外間『キャラウェイ旋風』二五七頁。
- (117) 大田『沖縄の帝王』二二三頁、宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』（三一書房、一九八一年）二八八頁。
- (118) 宮里『アメリカの沖縄統治』二二〇—二二三頁。『沖縄タイムス』一九六四年六月二七日。
- (119) 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会『沖縄県祖国復帰闘争史 資料編』（沖縄時事出版、一九八二年）二〇四頁。
- (120) 松岡政保『波乱と激動の回想—米国の沖縄統治二五年』（協栄印刷、一九七二年）一五三頁。
- (121) 大田『沖縄の帝王』二三八—二三九頁。
- (122) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』二二二頁。
- (123) 大田政作『想い出を随筆にのせて』（中央印刷、一九七〇年）三三〇頁。

- (124) 阪中友久「沖縄自治権闘争の背景」『朝日ジャーナル』第六卷第四六号（一九六四年二月）三八頁。
- (125) HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, July 28, 1964, OLDP Split., 0000105557, OPA., HICOMRY OKNAWA to RUEPDA/DA WASHDC, September 9, 1964, OLDP Split., 0000105557, OPA.
- (126) 大田『沖縄の帝王』三〇〇—三〇一頁。
- (127) Memorandum for the Record, April 7, 1964, Political Developments in the Ryukyus, 1964, 0000105558, OPA., HICOMRY OKINAWA to RUEPDA/DA WASH DC, July 28, 1964, OLDP Split., 0000105557, OPA.
- (128) 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会「沖縄県祖国復帰闘争史」一八八頁。
- (129) 阪中「沖縄自治権闘争の背景」三八頁。
- (130) 『沖縄タイムス』一九六四年六月二七日。
- (131) 『琉球新報』一九六四年四月二二日。
- (132) 阪中「沖縄自治権闘争の背景」三九頁。
- (133) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』二二二頁。
- (134) Rafael Steinberg, "Our Unhappy Asia Bastion," *The Washington Post*, May 3, 1964. 日本語訳による紹介は、以下を参照。「行き過ぎた軍政批判をたがすステインバーク沖縄探訪記に反論」『世界週報』第四五巻第二五号（一九六四年六月）五〇—七四頁。
- (135) *FRUS: 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, (GPO, 2006), p.13.
- (136) *Ibid.*
- (137) Stephen Ailes, "Our Okinawa Rule 'Firm and Fair'" *The Washington Post*, May 10, 1964.
- (138) 『沖縄タイムス』一九六四年三月二日、河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』二九七頁。
- (139) Passman to Caraway, July 29, 1964, Personal Correspondence, Jan-Aug 1964., 0000098382, OPA.
- (140) *ITWGC*, Section 1, p. 24.
- (141) Vance to Caraway, June 7, 1963, Personal Correspondence, 1963, (1/2), 0000098379, OPA.
- (142) 『沖縄タイムス』一九六四年七月二八日。

(143) ケネディ政権は、一九六一年四月、キューバの社会主義政権打倒のために、亡命キューバ人に軍事的支援を与え、キューバ侵攻作戦を実施したが、失敗に終わった。ケネディは統合参謀本部議長として侵攻作戦を承認したレムニッツァーを批判した。Nathan S. Lowrey, *The Chairmanship of the Joint Chiefs of Staff 1949-2016* (Washington, D.C.: Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 2016), p. 93.

(144) Caraway to Meloon, November 27, 1963, Personal Correspondence, Jan-July 1964., 0000098383, OPA.

(145) Edwin O. Reischauer, *My Life Between Japan and America* (New York: Harper & Row, 1986), p. 249.

(146) 『沖縄タイムス』一九六四年八月一日。

(147) 『沖縄タイムス』一九六四年七月二八日。